

平成22年5月28日
雇用均等・児童家庭局
短時間・在宅労働課
調査官 大隈 由加里
中央短時間労働指導官 中島 則子
(代表電話) 03(5253)1111
(内線 7869)
(直通電話) 03(3595)3273

報道関係者 各位

平成21年度パートタイム労働法の施行状況等について

- 1 平成21年度のパートタイム労働法の施行状況について
平成21年度のパートタイム労働法施行状況を取りまとめました。
【法施行状況のポイント】
 - ・相談件数は約5千2百件であり、事業主からの相談が過半数を占めている。
 - ・相談内容のうち、指針関係及びその他を除いて、最も多いものは「通常の労働者への転換推進措置」に関するものであり、次いで、「労働条件の文書交付等」、「差別的取扱いの禁止」に関するものが多くなっている。
 - ・都道府県労働局雇用均等室による是正指導件数は約2万6千件であり、「通常の労働者への転換推進措置」に関するものが多い。
- 2 短時間労働者等に係る個別相談会の実施について
現下の厳しい雇用情勢により、短時間労働者等の雇用管理の悪化が懸念されています。こうした中、短時間労働者の相談に対するニーズに応えるため、個別相談会を各都道府県労働局雇用均等室において実施することとしました。
- 3 「職務分析・職務評価実施マニュアル」の作成について
企業における短時間労働者の均衡待遇に向けた取組を促進するため、「職務分析・職務評価実施マニュアル」を作成しました。

1 平成21年度パートタイム労働法の施行状況について

(1) 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 平成21年度のパートタイム労働に関する相談件数は5,222件であり、その内訳は、事業主からの相談が57.0%(2,978件)、短時間労働者からの相談が24.3%(1,270件)を占めている(表1、図1、図2)。
- ◆ 相談内容のうち、指針関係及びその他(年休、解雇、社会保険等)を除いて、最も多いものは「通常の労働者への転換推進措置」に関するもので799件(15.3%)。次いで、「労働条件の文書交付等」が653件(12.5%)、「差別的取扱いの禁止」に関するものが382件(7.3%)となっている。
- ◆ なお、パートタイム労働法施行初年度の平成20年度に比べ、平成21年度の相談件数は減少している。

表1 相談者別相談内容の内訳

(単位:件)

相談内容 \ 相談者	短時間労働者	事業主	その他	合計
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	123 (9.7%)	441 (14.8%)	89 (9.1%)	653 (12.5%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	21 (1.7%)	124 (4.2%)	35 (3.6%)	180 (3.4%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	96 (7.6%)	198 (6.6%)	88 (9.0%)	382 (7.3%)
第9条関係 (賃金)	93 (7.3%)	177 (5.9%)	75 (7.7%)	345 (6.6%)
第10条関係 (教育訓練)	12 (0.9%)	56 (1.9%)	19 (2.0%)	87 (1.7%)
第11条関係 (福利厚生施設)	11 (0.9%)	68 (2.3%)	16 (1.6%)	95 (1.8%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	93 (7.3%)	538 (18.1%)	168 (17.2%)	799 (15.3%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	119 (9.4%)	83 (2.8%)	38 (3.9%)	240 (4.6%)
第14条関係 (指針関係)	128 (10.1%)	206 (6.9%)	87 (8.9%)	421 (8.1%)
第15条関係 (短時間雇用管理者)	6 (0.5%)	191 (6.4%)	27 (2.8%)	224 (4.3%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	568 (44.7%)	896 (30.1%)	332 (34.1%)	1,796 (34.4%)
合計	1,270 (100.0%)	2,978 (100.0%)	974 (100.0%)	5,222 (100.0%)

注:「指針関係」とは、法定の措置を講ずるに当たっての留意事項等を明らかにするために定めた指針に関するものである。

図1 相談内容の内訳

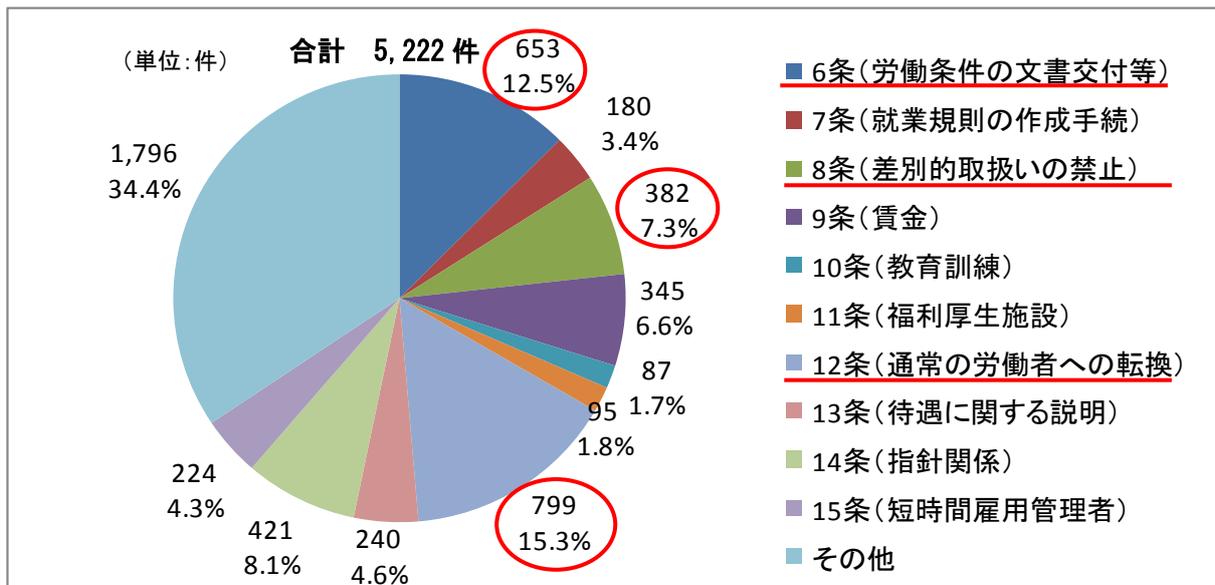
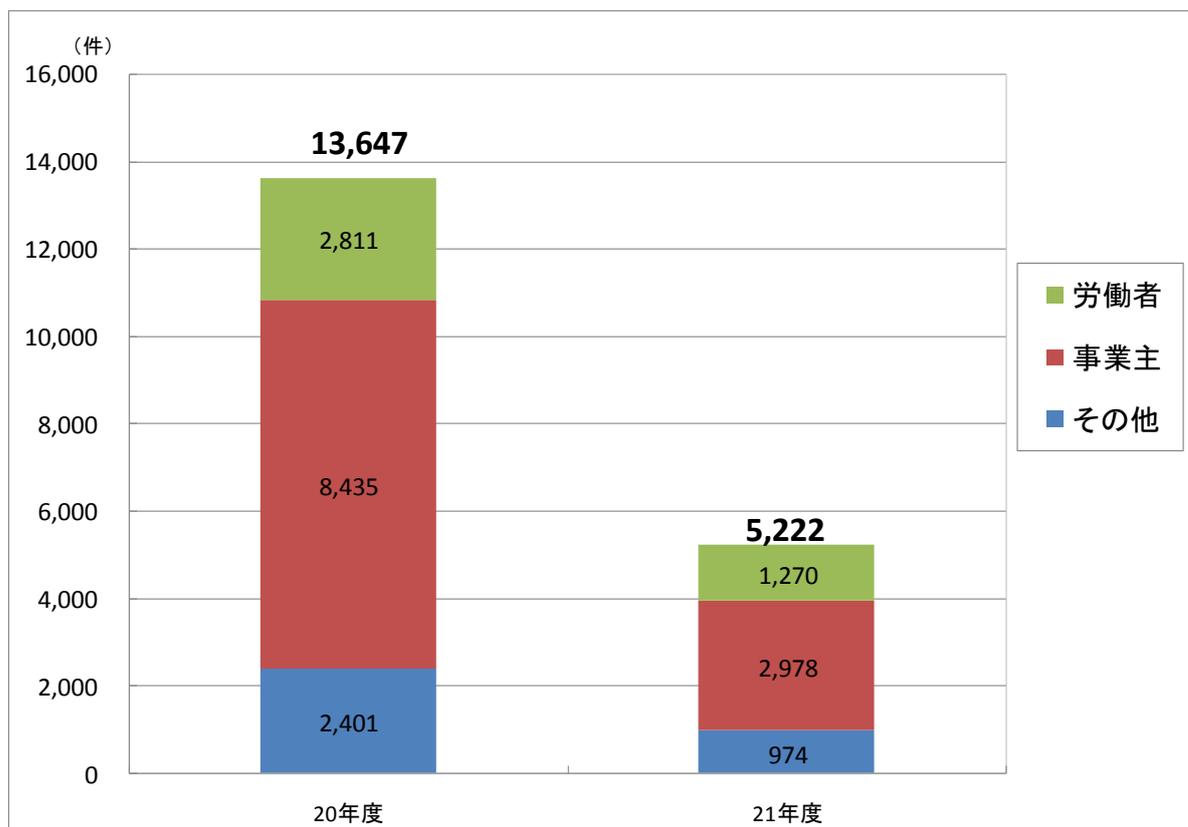


図2 相談件数の推移



(2) 都道府県労働局雇用均等室における指導(パートタイム労働法第 16 条)

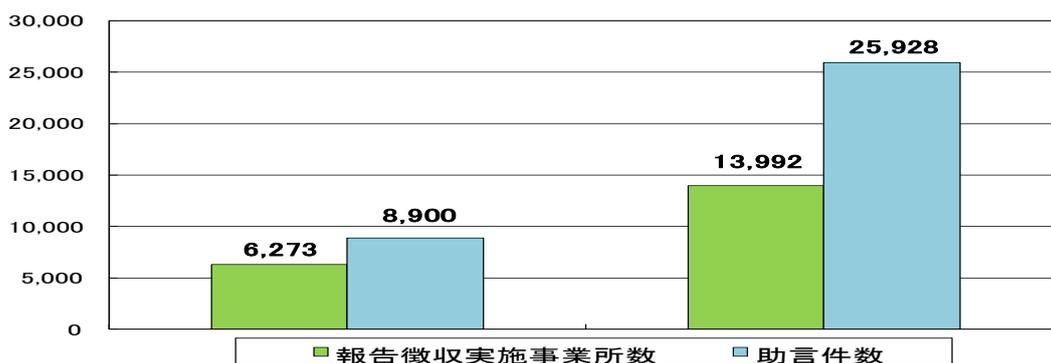
- ◆ 平成 21 年度は、13,992 事業所に対し報告徴収(注1)を実施し、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された 12,172 事業所に対し、25,928 件の是正指導を行った(表 2、図 3)。
- ◆ 是正指導の内容としては、「通常の労働者への転換推進措置」に関するものが 8,249 件(31.8%)、「労働条件の文書交付等」に関するものが、6,036 件(23.3%)となっている。
- ◆ 平成 20 年度に比べ、報告徴収件数及び是正指導件数が大幅に増えている(注2)。

表2 是正指導件数

(単位：件)

事項	是正指導件数	
第 6 条関係 (労働条件の文書交付等)	6,036	(23.3%)
第 7 条関係 (就業規則の作成手続)	1,435	(5.5%)
第 8 条関係 (差別的取扱いの禁止)	7	(0.0%)
第 9 条関係 (賞金の均衡待遇)	2,233	(8.6%)
第 10 条関係 (教育訓練)	226	(0.9%)
第 11 条関係 (福利厚生施設)	2	(0.0%)
第 12 条関係 (通常の労働者への転換)	8,249	(31.8%)
第 13 条関係 (待遇に関する説明)	16	(0.1%)
第 15 条関係 (短時間雇用管理者の選任)	5,576	(21.5%)
その他 (指針)	2,148	(8.3%)
合計	25,928	(100.0%)

図3 報告徴収件数、是正指導件数の推移



注1: 報告徴収=事業所への現地実情調査等を行うことのほか、法の施行に関し必要な事項につき事業主から報告を求めることをいう。

注2: 平成 21 年 2 月より、都道府県労働局雇用均等室に配置されている「均衡待遇・正社員化推進プランナー」が増員されている。

(3) 都道府県労働局長による紛争解決の援助(パートタイム労働法第 21 条)

紛争解決援助の申立受理件数は3件(うち2件が通常の労働者への転換に関する事案)であり、申立はすべて労働者からであった。

2 短時間労働者等に係る個別相談会の実施について

現下の厳しい雇用情勢により、短時間労働者の雇用管理の悪化が懸念され、それに伴う短時間労働者の相談に対するニーズは高いものと考えられる。このため、平成22年度においては、各都道府県労働局雇用均等室において、短時間労働者等に対し、パートタイム労働法の周知を行うとともに、短時間労働者からの相談に応じる個別相談会を実施することとした。

3 「職務分析・職務評価実施マニュアル」の作成について

平成19年5月にパートタイム労働法が改正された際、参議院厚生労働委員会において、「短時間労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を更に進めるため、参考となる先進的な雇用管理事例のほか、職務分析の手法や比較を行うための指標(モノサシ)について内外の情報を収集するとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援すること」という附帯決議がなされたところである。

これを受け、今般、厚生労働省では、「職務分析・職務評価実施マニュアル」及び試行ツールを作成した。

今後、都道府県労働局雇用均等室において、職務分析等に関心を持つ事業主等に対し、マニュアル及びツールを提供し、企業における短時間労働者の均衡待遇に向けた取組を促進することとしている。

※厚生労働省ホームページにおいても近日中に掲載予定。

別添：職務分析・職務評価実施マニュアル(抜粋)

職務分析・職務評価のステップ

パートタイム労働法に沿った職務分析・職務評価のプロセスは、次のとおりです。

ステップ1:情報の収集・整理(職務分析)

ステップ1-1 情報の収集

- ・パート社員と、「同じ種類の業務」に従事する正社員を選ぶ
- ・パート社員と正社員の職務の内容について、情報を収集

ステップ1-2 情報の整理

- ・収集した職務の情報は、「業務の内容」と「責任の程度」という視点に基づき整理

(i) 業務の内容

- 主な業務
- 取り扱う対象・範囲
- 必要な知識や技能の水準

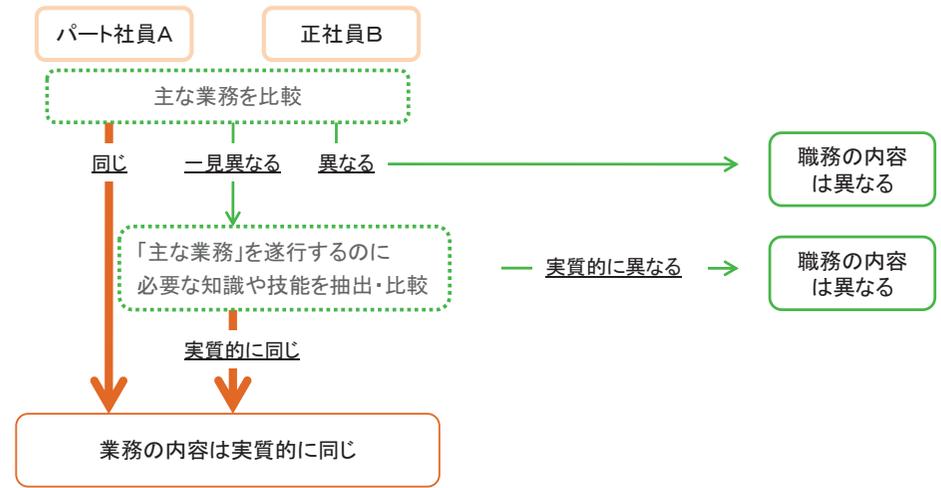
(ii) 責任の程度

- 権限
 - 部下の有無
 - 権限の範囲
- 役割の範囲
- トラブル発生時や緊急時の対応
- 成果への期待の程度

ステップ2:職務の比較(職務評価)

職務比較表の完成

ステップ2-1 業務の内容を比較



ステップ2-2 責任の程度を比較

